

【医療保険ご利用 料金表 1割負担】

＜基本利用療養費＞

基本療養費（Ⅰ）	イ. 看護師による場合一日につき （ ）内は准看護師の訪問時の値段 ロ. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	週3日までの訪問 555円(505円) 週4日目以降の訪問 655円(605円) 555円
管理療養費	基本療養費（Ⅰ）に足されます 例：555円+767円(月の初め) =1,322円 555円+250円（2回目以降）=805円	月1日目 767円 月2日目～ 250円
基本療養費（Ⅱ）	居宅系施設入居者等への 複数訪問看護	(1)同一日に2人 ①週3日までの訪問 555円(505円) ②週4日目以降の訪問 655円(605円) (2)同一日に3人以上 ①週3日までの訪問 278円(253円) ②週4日目以降の訪問 328円(303円)
基本療養費（Ⅲ）	入院中に試験外泊される方の訪問	850円
難病等複数回 訪問加算	※1・2・3対象者及び特別訪問看護指示書の期間 1日に2回または3回以上訪問時	1日2回 450円 1日3回以上 800円
長時間訪問看護 加算	特別な管理を必要とする方。 特別訪問看護指示書を交付 されている方。 小児については人工呼吸器を 装着していない超重症児・準重症児も可	520円 (90分を超えた場合。 週に1回限り。 15歳未満は週3回まで可)
乳幼児加算 6歳未満	厚生労働大臣が定める者に該当	180円（1日につき）
	上記以外の場合	130円（1日につき）
複数名訪問看護加算	1人以上の看護職員と訪問	450円（週1回）
	准看護師と訪問	380円（週1回）
	その他の職員：看護師等又は看護補助者	300円（週1回）
退院時共同指導加算	退院前に病院職員と療養指導などの 加ファルスをを行った場合	800円/回
特別管理指導加算	特別な管理が必要な方に退院時共同 指導を行った場合	200円/回
退院支援指導加算	退院日に訪問看護が必要であると 認められた方へ退院日に訪問した場合	600円/退院日の訪問1回 ※長時間の指導：840円
24時間対応体制加算	ご契約いただいた方	680円/月
緊急訪問看護加算	ご利用者様またはそのご家族の求めに応じて、 主治医の指示に基づいて緊急訪問した場合	265円（月14日目まで） 200円（月15日目以降）
特別管理加算	※1の方	500円/月
	※2の方	250円/月
早朝加算	6時～8時	210円
夜間加算	18時～22時	
深夜加算	22時～6時	420円
在宅患者連携 指導加算	医療機関との情報共有を行い 療養の指導を行った場合	300円（月1回）

在宅患者緊急時等 加算	急変時に伴い医療機関や介護支援 専門員と患家で加算を行い 指導を行った場合	200円（月2回）
ターミナル療養費	死亡日及び死亡日前14日以内のターミナル	2,500円（死亡月に算定）
情報提供療養費	医療機関、学校等（特別支援学校含む）、 指定特定相談・特定障害児相談支援事業者、 市区町村に保険福祉サービスに必要な情報を 提供した場合	150円（月1回）
訪問看護DX情報活用加算	オンライン資格確認等システムと通じて情報 取得している	5円
*厚生労働大臣の定める疾病の方やがん末期の方、 急性増悪で特別訪問看護指示書の交付を受けた方、 特別な管理を必要とする方は、週に4日以上以上の訪問ができます		

【その他の費用】

営業日以外 90分を超える 訪問看護	30分毎	9:00~17:30	早朝6:00~9:00 夜間17:30~22:00	深夜22:00~翌朝6:00
	平日 月~金	1,000円 (90分を超えた時)	1,500円	2,000円
	土・日 祝	1,500円	2,000円	2,500円
保険以外の 訪問看護 (保険を使わ ない・ 使えない場合)	永眠時のケア		20,000円	
	自費の訪問看護・リハビリ		10割負担	
	支給限度額を超えた場合		10割負担	
	交通費	通常実施地域（横浜市青葉区、都筑区、緑区、 川崎市宮前区、麻生区）以外の地域にお住いの方 ☆上記通常実地地域を超えた場合 片道概ね5km未満 200円 片道概ね5km~10km 350円 片道概ね10km以上 500円 自費の訪問看護・リハビリ時 1回 315円		
キャンセル料	定期訪問日の前日17:30までにステーションに連絡が無く キャンセルとなった場合 1割負担相当分 (ただし体調急変による受診や入院は除く)			

※1 ・在宅麻薬等・腫瘍化学療法注射管理・強心剤持続投与、気管切開患者で、医師より指導
管理を受けている状態にある方

・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方

※2 ・自己腹膜灌流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、
人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛、肺高血圧症患者
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方

・人工肛門、人工膀胱を設置している方

・真皮を越える褥瘡の状態にある方

・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

※3 末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

2024.6.1改定